ニ　利用定員が18人以上　4単位 注　看護職員を常勤換算方法で１人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算する。ただし、１の注16に該当する場合は、算定しない。	
２の３　医療的ケア対応支援加算　120単位 注　１のイの⑸、⑹、⑺若しくは⑻の福祉型強化短期入所サービス費又は１のニの⑶若しくは⑷の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、１日につき、所定単位数を加算する。	（新設）
２の４　重度障害児・障害者対応支援加算　30単位 注　１のイの⑸、⑹、⑺若しくは⑻の福祉型強化短期入所サービス費又は１のニの⑶若しくは⑷の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分５若しくは区分６又は障害児支援区分３に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、１日につき、所定単位数を加算する。	（新設）
３　重度障害者支援加算　50単位 注１　指定短期入所事業所等において、第８の１の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 ２　重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第８の１の注１の⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等の提供を行った場合に、更に１日につき10単位を加算する。	３　重度障害者支援加算　50単位 注１　指定短期入所事業所において、第８の１の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 ２　重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、別に厚生労働大臣が定める者が、第８の１の注１の⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所の提供を行った場合に、さらに１日につき10単位を加算する。
４　単独型加算　320単位 注１　単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 ２　単独型事業所において、１のイの⑵の福祉型短期入所サービス費㈡、⑷の福祉型短期入所サービス費㈣、⑹の福祉型強化短期入所サービス費㈡又は⑻の福祉型強化短期入所サービス費㈣の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、更に所定単位数に100単位を加算する。	４　単独型加算　320単位 注１　単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第３項に規定する単独型事業所をいう。以下この４及び13において同じ。）において、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 ２　単独型事業所において、１のイの⑵の福祉型短期入所サービス費㈡又は同イの⑷の福祉型短期入所サービス費㈣の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算する。
５　医療連携体制加算 イ～ニ　（略） ホ　医療連携体制加算㈤　39単位 ヘ　医療連携体制加算㈥　1,000単位	５　医療連携体制加算 イ～ニ　（略） （新設） （新設）